

## ～TOPIX100におけるサステナビリティ記載～

当ディスクロージャー分析レポートでは、TOPIX100銘柄を対象として、2023年3月末決算会社から適用予定とされているサステナビリティに関する情報が、直近の有価証券報告書においていかに表現されているかを調査した。

2022年11月7日に企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案が発表された。

ここでは、有価証券報告書(以下、有報)において、【サステナビリティに関する考え方及び取組】の新設、【従業員の状況】における女性管理職比率・男性育児休業比率・男女間賃金格差の開示、ガバナンス状況における詳細な記載などが求められている。

当レポートでは、TOPIX100銘柄の最新の有報を対象にサステナビリティに関する開示の状況を調査した。

サステナビリティに関する考え方の記載は、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の考え方に則り、「ガバナンス」「リスク管理」については全ての企業が必須となり、「戦略」「指標と目標」については、重要性に応じて記載を求めるとされている。

サステナビリティに関する考え方は、現在の有報では【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】において主要な事項が記載されるのが通例ではあるが、人材や環境など個別トピックに絞ることなく、経営方針の1項目として、サステナビリティへの取組(類似表現を含む。)を挙げている企業は49社とおよそ半数となっていた。

また、経営方針等において、マテリアリティに関して言及がある企業は29社(うち、具体的なマテリアリティ項目を説明している企業は17社)であった。

有報でサステナビリティに関する情報を開示する場合、統合報告書やサステナビリティレポートなどの別媒体を参照することも想定されているが、サステナビリティに関する記載でWEB等へのリンクを貼っている企業を調査したところ、こちらは12社の企業が言及していた。参照先としては、TCFDのWEBページやサステナビリティの特集ページなどが半数以上を占めていた。

プライム市場上場企業は、気候変動が自社に与える影響について、TCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示を行うことが要求されているが、気候変動についても有報での対応が求められることとなると考えられる(ディスクロージャーワーキング・グループ報告より)。

上述のサステナビリティに関する考え方同様、「戦略」「指標と目標」「ガバナンス」「リスク管理」の4要素について、「戦略」「指標と目標」については、必要と考える企業が開示し、「ガバナンス」「リスク管理」については全ての企業が開示することになると考えられる。

TCFDの4要素について全て開示していた企業は17社(うち、経営方針等での記載13社、事業等のリスクでの記載4社)、4要素は開示していないもののシナリオ分析のみ記載していた企業は5社となっていた。「リスク管理」に関しては、2020年3月期から適用されている企業内容等の開示に関する内閣府令において、【事業等のリスク】において、リスク管理体制の記載が設けられている。来年は多くの企業がサステナビリティ情報の「リスク管理」に関して、事業等のリスクを参照することとなると思われるが、事業等のリスクにおいてリスク管理体制を示していた企業は57社であった。リスクへの取り組みについては、従来よりコーポレート・ガバナンスの状況にも記載していたが、リスク抽出プロセスなどより実践的な内容の記載を行っている企業が多く見られた。

【表：有報における記載(N：TOPIX100の100社)】

項目	企業数
サステナビリティへの取り組み言及	49
マテリアリティへの言及	29
TCFD4要素の記載	17
WEBへのリンク	12

2023年3月期から、サステナビリティに関する取組の開示が有報で求められることが予定されており、これまでESG開示に積極的ではなかった企業にとっては、サステナビリティ体制の強化や文書化、数値の集計等に関し多くの企業が苦戦する一方、十分な取り組みをしていた企業においても、有報でどこまでの情報を開示をすべきか、その線引きに苦慮することも想定される。統合報告書発行企業が2022年は850社程度になると想定される中、必要最低限のサステナビリティ情報を法定開示書類で示し、自社の持続可能性を訴求していくことは今後ますます必要になると考えられる。財務情報を中心に開示する有報という性質上、サステナビリティに関する詳細な情報は、集計期間を全てのE及びSの項目において完全に一致させることは難しいと考えられるが、必要に応じWEBへのリンクを貼っていくなど、よりよいコーポレートコミュニケーションが進んでいくことを期待したい。